

福岡市土木工事における週休2日工事実施要領

1. 趣旨目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施する。

2. 定義

(1) 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の休日を定め、確保することをいう。

ただし、やむを得ず休日に作業を行う場合には、夏期休暇、及び年末年始休暇以外で振り替えるものとする。

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日まで（契約工期全体）をいう。

工事開始日から工事完成日までの期間（工期）をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所休日とは、現場を「完全閉所」することをいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も休日に含むものとする。

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休「完全閉所」とは、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務的作業など、現場での一切の作業を行わないことをいう。ただし、以下の作業は、現場作業に該当しない作業とする。

1) 災害時の緊急時に発注者が要請した作業

2) 現場見学会等

3) 休日の工事現場巡回（パトロール）、保守点検（現場内で行う重機のメンテナンスや補修）等の作業

4) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

5) その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

(1) 対象工事は、福岡市が発注する「全ての土木工事」とに適用する。ただし、以下の工事は除く。

①緊急を要する工事（災害復旧工事、単価契約など）は除く。

4. 発注方式

受注者希望方式による発注を基本とする。

ただし、現場条件等により当初から月単位の週休2日を行うことが出来る場合は、発注者指定方式による発注も可能とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「福岡市土木工事における週休2日交代制工事実施要領」に基づき、技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保の取組を推進するものとする。

①発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

②受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

なお、工事着手後においても再度協議を行い、月単位の週休2日に取組むよう変更することができる。

4.5. 積算方法等

(1) 体目取得形態及び補正係数については以下の通りとする。補正係数

① 取得形態

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上

週休2日の確保に取組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上は、別紙1「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」及び別紙2「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」によるものとする。

	月単位の週休2日適用工事 (4週8休以上)	通期の週休2日適用工事 (4週8休以上)
労務費	1. 04	1. 02
機械経費（賃料）	1. 02	1. 02
共通仮設費率	1. 03	1. 02
現場管理費率	1. 05	1. 03

(2) 補正係数

	4週8休以上	4週8休以上 (港湾土木工事積算基準適用工事)
労務費	1. 05	1. 05
機械経費（賃料）	1. 04	1. 04
共通仮設費率	1. 04	1. 02
現場管理費率	1. 06	1. 03

（3）（2）補正方法

当初設計において、上記の補正係数を各経費に乘じたうえで設計書を作成するものとする。

①発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

②受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、通期の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を満たす場合は、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数へ変更するものとする。

なお、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

（4）市場単価を適用する工事の補正方法

市場単価を適用する工事は、工種ごとの補正係数（別表1）を乗じて積算する。

港湾土木請負工事積算基準書を適用した工事については、工種ごとの補正係数（別表2）を乗じて積算する。

5.6. 実施内容対象工事である旨の明示

（1）工事発注時

1) 現場説明書及び特記仕様書に、当該工事が週休2日工事である旨を記載することとする。

記載内容については、別紙記1の「現場説明書及び特記仕様書等における記載例」を参考のこととする。

（2）工事契約後

1) 受注者は、施工計画書に週休2日を実施する旨と休日を取得する曜日及び週休2日の取得状況を確認するために提出する資料を記載すること。週休2日の取得状況を確認するための資料（以下、実施確認書という）としては、参考様式の「実施報告書」もしくは、週間工程表など休日の取得状況が確認できる既存の資料でもよいものとする。

なお、受注者より週休2日を実施しない旨の協議を受けた場合は、受発注者間で協議を行ったうえで協議書を取り交わすこと。

2) 週休2日工事である旨を工事看板に明記し、現場に掲示すること。

（3）工事完了後

1) 受注者は、実施確認書を監督員に提出すること。

2) 監督員は、実施確認書の内容を確認し、現場閉所率が「28.5%」以上になっていることを確認すること。

なお、受注者より「実施報告書」以外の実施確認書が提出された場合は、監督員が「実施報告書」を作成し、必ず受注者に「実施報告書」記載の現場閉所率を確認すること。

3) 受注者は、監督員より、週休2日の実施状況を確認するために作業日報等の提示を求められた際には提示すること。

（4）工期の変更

1) 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めないこととする。

（5）設計変更

- 1) ~~現場閉所率が「28.5%」に満たないもの及び、週休2日を実施しない旨の協議が整ったものについては、補正係数を除した減額変更を行うものとする。~~
~~なお、週休2日を実施しない旨の協議が整ったものについては、最終的に週休2日を実施した場合でも、補正係数を除した減額変更を行うものとする。~~
- 2) 「実施報告書」の最終変更協議日以降の実施欄については、~~休日取得見込みを記入する。~~
~~(協議日以降、見込み通りに休日取得ができず、設計変更した休日取得形態が結果的に達成できなかった場合は、再度設計変更となる場合があるため注意すること。)~~

（6）監督員の対応

- 1) ~~監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等において、休日中の作業が発生するような指示は行わない。~~

7. 現場閉所の確認方法

（1）週間工程表等の場合

①工事着手前

- ・受注者は、施工計画書に休日を取得する曜日及び週休2日の取得状況を確認するために提出する資料（週間工程表や作業日報等、（以下、「週間工程表等」という。）を記載する。

②工事着手後

- ・受注者は、休日の取得状況が確認できる週間工程表等を提出する。
- ・発注者は、週間工程表等により休日の取得状況を確認する。休暇の取得状況が十分でない場合は、受発注課間で調整を行い改善に取り組む。
- ・発注者は、週間工程表等に基づき、「計画・実施報告書」の実施を記入し、受注者に確認する。

（2）計画・実施報告書の場合

①工事着手前

- ・受注者は、「計画・実施報告書」に計画を入力し、発注者へ提出する。

②工事着手後

- ・発注者は、「計画・実施報告書」の計画を基に休日の取得状況を確認する。休暇の取得状況が十分でない場合は、受発注課間で調整を行い改善に取り組む。
- ・受注者は、「計画・実施報告書」に実績を入力し、発注者へ提出する。

（3）その他留意事項

- ・発注者は、現場閉所の状況確認を月1回程度行うものとする。
- ・発注者は、現場閉所の状況確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

6.8. 工事成績評定の取扱い

「計画・実施報告書」により、週休2日の実施が確認できた場合は、工事成績評定で評価する。なお、達成出来なかった場合の減点は行わない。

7.9. 週休2日実施証明書の発行

週休2日工事に取組み、以下の基準を満たした工事について、「週休2日実施証明書」（以下、「証明書」という）の発行について申請があった場合は、証明書を発行する。

（1）証明書の発行基準

4週8休週休2日（現場閉所率が28.5%）以上を達成した場合。

（2）発行方法

- 1) ①受注者は、証明書の発行を希望する場合は、工事検査完了後、監督員に「週休2日実施証明書発行申請書」（以下、「申請書」という）を提出する。

- ②受注者より申請書が提出されたら、監督員は、申請書の内容を確認したうえで証明書発行の起案を行い、証明書に公印を押印したうえで、受注者へ送付する。
- ③発行書及び証明書の様式は別紙③、④のとおり。

附則

適用・平成31年 4月 1日
適用・令和 2年 4月 1日
適用・令和 3年 4月 1日
適用・令和 3年10月 1日
適用・令和 4年 8月 1日
適用・令和 5年 4月 1日
適用・令和 6年 4月 1日
適用・令和 6年 5月 1日
適用・令和 6年10月 1日

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名 称	区 分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止策）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付杵工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルービング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

(別表2)

週休2日制工事における港湾土木請負工事市場単価積算の補正係数の設定

名 称	補正係数
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設、ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工、水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付杵工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
浸水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエスチル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

現場説明書等における記載例

(1) 発注者指定方式の場合

①現場説明書

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）である。

②特記仕様書

第〇条 週休2日工事

(1) 週休2日工事の対象工事について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。

(2) 発注方式について

発注者指定方式（発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定して実施（通期の週休2日は必須））

(3) 費用補正について

月単位の4週8休以上を前提に補正係数（補正率）を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を除した請負代金額へ減額変更を行うものとする。

補正率は、「福岡市土木工事における週休2日工事実施要領」を参照すること。

(4) 実施について

実施にあたっては、「福岡市土木工事における週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。

ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術管理関連>公共工事の技術管理>週休2日工事

(2) 受注者希望方式の場合

① 現場説明書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

② 特記仕様書

第〇条 週休2日工事

(1) 週休2日工事の対象工事について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。

(2) 発注方式について

受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に月単位の週休2日に取り組む旨を協議して実施（通期の週休2日は必須））

(3) 費用補正について

通期の4週8休以上を前提に補正係数（補正率）を各経費に乘じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を満たす場合は、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を乗じ、請負代金額を増額変更する。また、通期の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を除した請負代金額へ減額変更を行うものとする。

補正率は、「福岡市土木工事における週休2日工事実施要領」を参照すること。

(4) 実施について

実施にあたっては、「福岡市土木工事における週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。

ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術管理関連>公共工事の技術管理>週休2日工事